

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定/改正/廃止する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組み分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	素案作成者	作成開始予定
JSA	電気	改正	C2315-1	電気用バルカナイズファイバー—第1部：定義及び一般要求事項	Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 1: Definitions and general requirements	この規格は、IEC 60667-1に基づき、電気絶縁に用いるバルカナイズドファイバーに関する定義及び一般要求事項について規定した規格である。 1995年よりIEC規格への整合化を行って来たが、現行IEC規格自体の内容が現在の市場を反映したJISとかけ離れた状態(例えば、対象範囲のファイバー形状、0.8mm以下の薄板に対する試験方法など)であることが問題となっていた。このため、日本で原案を作成しIEC TC15へIEC規格との整合化の働きかけを行った。この結果、2020年前半のIS改訂が決定した。 これらの内容をJISに反映するため、今回この規格を改正する必要がある。	この規格の改正で国際規格と整合することによって、国内の種別なく生産が可能になり、生産の合理化及び品質の向上が図られ、貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・種別及び記号として、A種を廃止し、B種、C種の記号をそれぞれVFBからVFS(一般用途)に、VFCからFP(フィッシュペーパー)に変更する。 ・寸法として、巾長さの規定がなくなり、厚さのみの規定とする。 ・7. 表示要求から、製品名称、梱包の大きさ、適用規格番号を削除し、以下の4項目に集約する。 a.製造者名又はトレードマーク b.種類、色、厚さ c.平板又はロールの寸法 d.質量	—	IEC 60667-1 Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 1: Definitions and general requirements	IDT	第2条の該当号： 第1号(品質、寸法) 対象事項： 材料(電気用バルカナイズファイバー)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	電気機能材料工業会	2020年4月
JSA	電気	改正	C2315-2	電気用バルカナイズファイバー—第2部：試験方法	Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 2: Methods of test	この規格は、IEC 60667-2に基づき、電気絶縁に用いるバルカナイズドファイバーの平板の試験方法について規定した規格である。 1995年よりIEC規格への整合化を行って来たが、現行IEC規格の試験内容が現在の市場を反映したJISとかけ離れた状態(例えば、0.8mm以下の薄板に対する試験方法など)である事が問題となっていた。このため、日本で原案を作成しIEC TC15へ働きかけを行った。この結果、2020年8月にISが改訂される予定となった。 これらの内容をJISに反映するため、今回この規格を改正する必要がある。	この規格の改正で国際規格と整合することにより、試験結果が国内外で共通することになり、生産の合理化及び品質の向上が図られ、貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の音楽を新たに追加し、母体試料(試料)及び試験片を定義する。 ・以下の試験項目を廃止する。 ・破断強さ、引張強さ及び硫酸含有量を ・柔軟性の試験方法として、芯棒曲げ方法から無芯曲げ方法に変更する。 ・層間強さの試験方法として、試験片の引きはがしを180度にした十字剥離方法に変更する。 ・熱収縮率試験手順として、一律5時間乾燥から厚さによる乾燥時間の選択に変更する。	—	IEC 60667-2 Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 2: Methods of test	IDT	第2条の該当号： 第4号(試験方法) 対象事項： 材料(電気用バルカナイズファイバー)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	電気機能材料工業会	2020年4月
JSA	電気	改正	C2315-3-1	電気用バルカナイズファイバー—第3-1部：個別製品規格—平板	Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 3-1: Specifications for individual materials—Flat sheets	この規格は、IEC 60667-3-1に基づき、電気絶縁に用いるバルカナイズドファイバーの平板について規定している。 1995年よりIEC規格への整合化を行って来たが、現行IEC規格自体の内容が現在の市場を反映したJISとかけ離れた状態(例えば、第1部、第2部の改訂内容に即した日本で原案を作成しIEC TC15へ働きかけを行った。この結果、2020年5月にISが改訂されることになった。 これらの内容をJISに反映するため、今回この規格を改正する必要がある。	この規格の改正で国際規格と整合することによって、国内の種別なく生産が可能になり、生産の合理化及び品質の向上が図られ、貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 2315-1の改正に合わせ、表1からA種の要求値を削除する。 ・表1の特性を以下のように変更する。 ・厚さから公差に変更する。 ・密度を見操密度と比重に分層する。 ・柔軟性特性を数値化する。 ・引っぱり強さ、耐アーク性、層間剥離の強さ、熱収縮率は旧規格の要求値に変更する(旧規格では技術的差異としていた。)	—	IEC 60667-3-1 Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 3: Specifications for individual materials—Sheet 1: Flat sheets	IDT	第2条の該当号： 第1号(品質、寸法) 対象事項： 材料(電気用バルカナイズファイバー)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	電気機能材料工業会	2020年4月